

不妊治療費助成の変更について

1 概要

東京都は不妊治療費の助成として、これまで医療保険対象外の先進医療を助成対象としてきたが、令和8年度から新たに医療保険対象の生殖補助医療を加え、自己負担額全体へ助成を拡大することとした。

本区はこれまで、都助成の15万円に上乗せして5万円を上限として助成を行ってきたが、都の助成制度の拡大に組み合わせる形で、区助成制度の実施方法を見直すことにより、先進医療に係る支援の継続と負担軽減を図る。

【参考】東京都の不妊治療費助成

- ・対象：保険適用された体外受精及び顕微授精並びに併用して行われた先進医療
- ・助成内容：自己負担額について15万円を上限に助成
(1回の助成上限額は15万円)
- ・助成開始適用時期：令和8年4月1日以降に開始した治療
(助成申請の受付は令和8年10月1日)
- ・回数：治療開始日において妻の年齢が39歳までの夫婦は6回まで、
40歳から42歳までの夫婦は3回まで
- ・所得制限なし

*助成制度変更のイメージ

○変更前

保険診療（自己負担）	先進医療
高額療養費等	(7/10)
	区助成 5万円
	都助成 15万円

○変更後

保険診療（自己負担）	先進医療
高額療養費等	
	区助成 5万円
	都助成15万円

2 事業内容

(1) 助成対象者（以下の項目に全て当てはまる方）

- ・ 東京都不妊治療費助成で助成上限額 15 万円の助成を受けていること
- ・ 治療開始日において婚姻関係にある夫婦であること（事実婚を含む）
- ・ 治療開始日から申請日までの間、夫婦いずれか（申請者）が継続して台東区内に住民登録をしていること
- ・ 他の区市町村から先進医療の助成を受けていないこと

(2) 助成対象及び助成金額

- ・ 助成対象：東京都不妊治療費助成の対象となった先進医療
- ・ 助成金額：東京都不妊治療費助成の対象経費が 20 万円を超え、かつ先進医療分の自己負担額が 5 万円を超える場合に 5 万円を助成

(3) 助成開始適用時期

令和 8 年 4 月 1 日以降に開始した治療

※区申請受付は、令和 9 年 3 月を予定

3 今後の予定

令和 8 年 10 月～ 区民周知

（令和 8 年 10 月～ 都助成の申請受付）

令和 9 年 3 月～ 区助成の申請受付

令和 9 年 4 月～ 区助成金交付